

国際商事紛争の予防と解決

Vol.69 No.10

# JCAジャーナル

October 2022

■【新連載 国際仲裁の全体像が分かる！】

国際商事仲裁の基本実務講座（1）国際仲裁とは——国際仲裁、ADR概観——／大貫雅晴

■米国における集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項の実務

／クリストファー・スチュードベーカー、梅田晃希

■間接強制金の減額と請求異議訴訟（上）／大濱しのぶ



**JCAA**  
日本商事仲裁協会

# 米国における集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項の実務

東京国際法律事務所 パートナー 外国法事務弁護士  
クリストファー スチュードベーカー Christopher Studebaker

東京国際法律事務所 アソシエイト  
梅田晃希 Koki Umeda

仲裁は、訴訟と比較して、効率性、迅速性、柔軟性、機密保持、審理手続や証拠の扱いに関する規則の簡素化等、利用者に大きな利益をもたらしている。米国では、仲裁合意における「集団訴訟放棄条項」が、過去10年間、最も当事者や裁判所の注目を集めたといえる。集団訴訟放棄条項は、消費者や従業員が企業に対して、州裁判所や連邦裁判所において、集団訴訟を提起し、又は集団訴訟に参加することを禁じ、あらゆる紛争を裁判ではなく仲裁によって解決することを求める条項である。集団訴訟放棄条項の下では、消費者や従業員は、消費者詐欺、欠陥製品、雇用差別、賃金不払等に関する企業による不正な行為から個人を保護するために制定された様々な州法や連邦法に関して、個別に仲裁を申し立てる必要がある。企業は、弁護士費用等の集団訴訟に関連する費用を削減する手段として、集団訴訟放棄条項を利用してきた。

その一方で、集団訴訟放棄条項を含む仲裁合意の当事者やその代理人は、集団訴訟の代わりに、「集団仲裁」（数百件から数千件の消費者や従業員が申し立てる個別の仲裁）を申し立てることによって、同条項に対応し始めた。集団仲裁は2011年のAT&T Mobility LLC v. Concepcion, 563 U.S. 333 (2011) 判決（以下「Concepcion判決」という）から始まった。連邦最高裁判所（以下「最高裁」という）は、Concepcion判決において、消費者による集団訴訟の提起又は集団訴訟へ

の参加を禁止した仲裁合意を執行した。最高裁は、Concepcion判決以来、度々、集団訴訟放棄条項や強制仲裁条項を執行してきた。

仲裁は、訴訟と比較して、経済面において当事者の利便性が高いと評価されるが、集団仲裁はこの評価を覆してしまったといえる。集団仲裁において、企業は、多くの場合、契約上又は法律上、各仲裁の申立手数料や管理料金の負担を要求され、その結果として、企業が負担することになる数千件の仲裁の費用が数百万米ドルに上ることもある。企業は、この状況を回避するために、仲裁合意の無効を主張し、州裁判所や連邦裁判所における集団訴訟の提起を強制しようと試みたが、裁判所は企業のかかる試みを退けてきた。

本稿では、米国における集団仲裁の動向について、(1) 集団訴訟放棄条項や強制仲裁条項の典型例、(2) 集団仲裁の拡大に繋がった最高裁の判決、(3) 集団訴訟放棄条項や強制仲裁条項により重大なリスクに直面した米国企業に関する最近の事例、及び(4) 集団仲裁の脅威を緩和するために企業がとり得る戦略を中心に考察する。本稿を通じて、米国で事業を展開する日本企業は、消費者や従業員との契約に集団訴訟放棄条項を規定するか否かを決定する際に考慮すべきメリットやリスクについての理解を深めることができるであろう。

## I. 「集団訴訟放棄条項」及び「強制仲裁条項」

強制仲裁条項は、同条項を含む契約に関連するあらゆる紛争について、契約当事者が裁判制度を利用する権利を放棄し、裁判ではなく仲裁によって解決することを定めた条項である。強制仲裁条項は、集団訴訟や代表訴訟ではなく個別に紛争を解決することを義務付ける集団訴訟放棄条項と併せて規定されることが多い。企業は、その定型的な契約を用いて、契約の相手方に交渉力がないことをよいことに、強制仲裁条項を規定してきた。そのような契約の相手方は、企業による提案を交渉の余地なく受け入れざるを得ない場合も少なくない。実際に、契約の相手方は、企業の提案に同意しない限り、希望する製品やサービスを受用することができない状態に置かれてしまうことになる。

米国では、消費者や従業員の多くが、集団訴訟放棄条項を伴う強制仲裁条項の対象となっている。クレジットカードの請求書、携帯電話の明細書、保険契約、住宅賃貸借、求職票等、多様なセクターにわたる数多くの契約書に強制仲裁条項が規定されている。最近の調査では、米国の大手企業100社のうち81社が消費者契約に関連して仲裁合意を締結し、うち78社が仲裁合意に集団訴訟放棄条項を規定していることが判明した<sup>1)</sup>。

集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項の典型例は、以下のとおりである。

### 例1：集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項

契約者及び当社は、いかなる紛争についても、個人単位の仲裁によってのみ解決し、集団訴訟によって解決しないことに同意する。仲裁人は、個人単位以外のいかなる単位においても、いかなる請求も検討又は解決する権限を持たず、集団単位において、いかなる請求も検討又は解決する権限を持たないものとする。

### 例2：強制仲裁条項

契約者及び当社は、本契約のあらゆる条項の適用性、執行可能性又は有効性に関する紛争を含む、本契約に起因し又は関連する、契約者と当社とのあらゆる法的請求その他の紛争（以下、総称して「紛争」という）は、裁判ではなく、【仲裁機関名】の商事仲裁人によって行われる秘密かつ拘束力のある仲裁によって解決することに明示的に同意する。契約者は、陪審員による裁判を受ける権利並びに州裁判所及び連邦裁判所で訴訟を提起する権利を自発的かつ意図的に放棄することを認める。

## II. 最高裁による集団仲裁の門戸開放

集団仲裁は、消費者契約や雇用契約に集団訴訟放棄条項や強制仲裁条項を規定する被告企業寄りの判決に対応するために始まった。最高裁は、*Concepcion*判決において、裁判所に対して仲裁合意の執行を要求する米国連邦仲裁法（Federal Arbitration Act、以下「FAA」という）に基づき、消費者契約における集団訴訟放棄条項を認容した。AT&T Mobility LLC（以下「AT&T」という）の顧客は、AT&Tに対して、カリフォルニア州連邦地方裁判所において、集団訴訟を提起した。原告は、AT&Tによる新規サービス加入者への携帯電話の無償提供に際し、AT&Tが提供した携帯電話の小売価格に対する売上税を加入者から徴収したため、カリフォルニア州法に基づく詐欺行為にあたと主張した。AT&Tは、加入者契約に強制仲裁条項が含まれていることから、FAAに基づく仲裁を強制するよう申し立てた<sup>2)</sup>。連邦地方裁判所は、2005年の*Discover Bank v. Superior Court*, 36 Cal. 4th 148 (Cal. 2005) 判決（以下「*Discover Bank*判決」という）<sup>3)</sup>に従って、カリフォルニア州法に基づき、AT&Tの申立てを退けた。第9巡回区控訴裁判所は連邦地方裁判所の判断を支持し、AT&Tは最高裁に上告した。

1) Imbre Stephen Salazai, "The Prevalence of Consumer Arbitration Agreements by America's Top Companies," 52 U.C. DAVIS L. REV. ONLINE 233, 234 (2019).

2) 仲裁合意の当事者は、FAAに基づき、連邦地方裁判所に対して、仲裁強制命令の申立てをすることができる。

最高裁は、FAAの主要な目的は私人間の仲裁合意の条件に従った執行を保証することにあるとし、*Discover Bank*判決を5対4で覆した。多数派の裁判官は、*Discover Bank*判決はFAAの目的や趣旨を阻害するものであるとし、「少額訴訟を提起するためには集団訴訟が必要である」という原告の主張を退け、個別の仲裁の方が有利であった可能性がある<sup>4)</sup>と判断した<sup>4)</sup>。

*Concepcion*判決以降、最高裁は度々、集団訴訟や代表訴訟を禁止する強制仲裁条項を執行してきた。2013年の*American Express Co. v. Italian Colors Restaurant*, 570 U.S. 228 (2013) 判決では、集団単位で仲裁を申し立てる権利を放棄する条項について、原告が個別の仲裁の費用が回収可能額を上回る可能性が高いことを証明した場合であっても、FAAに基づき執行可能かが問題となった。*American Express Co.* (以下「Amex」という)の加盟店は、Amexがその独占力を利用して加盟店に対して競合するクレジットカード会社よりも高い手数料を強制していると主張して、Amexに対して、反トラスト法に基づき、連邦地方裁判所に集団訴訟を提起した。Amexは、加盟店は契約上の強制仲裁条項に基づき、FAAに基づく個別の仲裁を行う義務があると主張した。加盟店側は、専門家証人の費用が個々の損害賠償額を大きく上回るため、個別の仲裁は費用過多であると反論した。最高裁は、個別の仲裁の費用が回収可能額を上回ることを理由に契約による集団仲裁の放棄を無効とすることをFAAは認めていないとし、5対3で判示した<sup>5)</sup>。

最高裁は、2018年の*Epic Systems Corp. v. Lewis*, 138 S. Ct. 1612 (2018) 判決 (以下「*Epic Systems*判決」という)においても、雇用契約に関して*Concepcion*判決を適用した。最高裁は、雇用主は従業員に対して集団訴訟や団体訴訟の権利を放棄するよう求め、個別の仲裁によって業務上の請求をするよう主張できる旨判示した。*Epic Systems*判決は、賃金や労働時間に関する請求についての判断であったが、残業代、セクシャルハラスメント及び差別等、他の雇用紛争にも適用されている<sup>6)</sup>。

---

### Ⅲ. ケーススタディ：強制仲裁条項の両刃の剣

---

集団訴訟放棄条項の執行に対して、一部の申立人側専門の法律事務所は、テクノロジーやソーシャルメディアを活用し、少額の請求について、大規模な仲裁で争うという新たな戦略を採用し始めた。被申立人に仲裁の費用の前払いを求める仲裁条項や、申立人が負担する仲裁の費用を支払うための訴訟ファンドを利用する申立人が現れたのである<sup>7)</sup>。申立人やその代理人は、多数の個別の仲裁を申し立てることで、集団訴訟の提起を制限する企業寄りの判決を乗り越えたといえる。

企業は、多数の個別の仲裁の申立てを阻止し、数百万米ドルを超える仲裁の費用から逃れるために、連邦裁判所や州裁判所において、単一の集団訴訟による解決を試みてきた。しかし、裁判所に救済を求めるこうした試みは退けられ、多くの裁

---

3) カリフォルニア州最高裁は、(1) 消費者契約に規定されている場合、(2) 想定された少額の損害についての紛争、及び (3) 原告が、交渉力の強い当事者が計画的に多数の消費者から少額を騙取したと主張する場合、カリフォルニア州法に基づき、集団訴訟放棄条項を執行できないとした。

4) *AT&T Mobility LLC v. Concepcion*, 563 U.S. at 352.

5) *American Express Co., v. Italian Colors Restaurant*, 570 U.S. at 238-39.

6) しかし、2022年3月3日にバイデン大統領が署名した「性的暴行及びセクシャルハラスメントについての強制仲裁に関する法律 (2021年)」(Ending Forced Arbitration of Sexual Assault and Sexual Harassment Act of 2021)に基づき、性的暴行やセクシャルハラスメントについて、仲裁の申立てを強制するあらゆる事前の仲裁合意は無効となった。

7) 訴訟ファンドとは、訴訟当事者に訴訟資金を提供する当該訴訟 (仲裁も含む) とは関係を有しない資金提供者 (ヘッジファンドや機関投資家) のことである。訴訟ファンドは、訴訟当事者の片方と契約を結んで訴訟の費用に充てる資金を提供し、当事者が勝訴した場合には勝ち取った金額や和解から得られた賠償金額からリターンを受け取る。しかし、当事者が敗訴した場合には原則的に訴訟ファンドから受けた資金の弁済義務はない。

判所は、集団仲裁に対する企業の抵抗を、皮肉、偽善、又は当然としてとらえている。

企業は、裁判所からの「非良心的」との評価に対応するため、消費者や従業員に有利な条項を規定してきた<sup>8)</sup>。典型的な条項においては、以下のとおり、消費者や従業員ではなく、企業が少なくとも仲裁の申立手数料の大部分を負担する旨が定められている。

「当社は、契約者が仲裁の申立前に書面で要求した場合、仲裁の申立手数料、関連費用及び経費を支払うものとする。ただし、契約者は、仲裁において契約者が負担する追加費用等の費用（弁護士費用及び専門家証人の費用を含むが、これらに限定されない。）を負担するものとする。〔仲裁前の紛争の解決〕に定めるとおり、契約者が当社に通知し、当社と誠実に交渉し、仲裁において契約者の請求が認められた場合、契約者は、適用法令の下で請求可能な手数料及び費用に加えて、仲裁人が決定する合理的な弁護士報酬及び費用を請求する権利を有するものとする。〕

このような条項により、成功報酬ベースの申立人側専門の法律事務所は、仲裁を申し立てるために十分な数の申立人を集めるインセンティブを得ることとなった。

一部の企業が仲裁に関連する費用の支払義務を受け入れただけでなく、仲裁機関もその規則に同様の義務を規定している<sup>9)</sup>。その結果、申立人寄りの仲裁合意及び仲裁機関の規則の双方において企業の義務が生じることとなる。企業は、現在、多額の仲裁の申立手数料の支払を避けるために、請求が認められる可能性とは無関係に、和解をすることを促されているといえる。

カリフォルニア州等においては、仲裁の申立手数料を被申立人である企業が負担しない場合、企業に罰則を科すことを義務付ける、申立人寄りの法律が成立した。カリフォルニア州民事訴訟法第1281.97条は、仲裁の管理料金を支払わない場合、仲裁合意の重大な違反があるとみなされる旨を定めている。仲裁人は、違反当事者に対して、申立人の弁護士費用の裁定、欠席判断、「侮辱」に対する命令等の罰則を科すことが認められている。

## 1. Uber Technologies, Inc.事件

Uber Technologies, Inc. (以下「Uber」という)は、近年、仲裁に関連する費用が数百万米ドルに上るような数多くの仲裁に直面し、自ら締結した仲裁合意を無効とすることを試みた企業のひとつである。Uberが2020年に黒人が経営する特定の飲食店に注文したUber Eatsの顧客に対して配達料を免除したこと起因し、免除の対象外の飲食店に対して配達料を支払った3万1,000人以上の顧客が、配達料の免除が違法な逆人種差別であると主張し、仲裁を申し立てた。

Uberの利用規約には、米国仲裁協会 (American Arbitration Association、以下「AAA」という)の消費者仲裁規則に従ったAAAにおける拘束力のある仲裁を義務付ける条項が含まれている。Uberは、消費者仲裁規則に基づき、申立手数料、管理料金、及び仲裁人の費用として、1件あたり約3,500米ドルの支払を求められた。AAAはUberに対して9,100万米ドル以上の仲裁の費用を請求したところ、Uberが費用の支払を拒否したため、AAAはカリフォルニア州民事訴訟法第 (Cal. Code Civ. Proc.) 1281.97条～1281.99条を適用し

8) 例えば、*Hall v. Treasure Bay Virgin Islands Corp.*, 371 F. App'x 311, 312-13 (3d Cir. 2010)は、仲裁において契約者の請求が認められなかった場合に、契約者に仲裁の費用を支払うよう求める規定を「非良心的」と判断した。*Zaborowski v. MHN Government Services, Inc.*, 601 F. App'x 461, 463 (9th Cir. 2014)も、同様の規定について、「仲裁での主張によって法律上の権利の実現を求める従業員を冷遇するものである」ため、非良心的と判断した。

9) 例えば、AAAの消費者仲裁規則第33条は、仲裁の費用について、「個人の申立人につき、200米ドルの申立手数料を課し、被申立人である企業が支払うべき費用の合計額を3,200米ドルとする。」と定めている。Judicial Arbitration and Mediation Services (以下「JAMS」という)も同様に、「消費者が支払う必要のある手数料は250米ドルのみ」(裁判所における手数料に相当)であり、1,750米ドルの管理料金の残額及び仲裁人の費用を含む「その他の費用は企業が負担しなければならない」と定めている。さらに、申立人が申立手数料を支払ったにもかかわらず、企業が費用を支払わない場合、JAMSは仲裁を一時停止し、裁判所に救済を求める権利を当事者に通知する。

た<sup>10)</sup>。UberはAAAに対して不服を申し立て、ニューヨーク州の裁判所に対してAAAによる請求を差し止める仮処分を申し立てたが、裁判所は申立てを退けた。控訴裁判所は、AAAの判断は消費者仲裁規則の範囲内でなされたものであり、AAAの料金体系は公共政策に反せず非倫理的ではないと判断し、これを支持した<sup>11)</sup>。

## 2. DoorDash Inc.事件

2019年8月から9月にかけて、DoorDash Inc. (以下「DoorDash」という)の約6,000人の配達員が、誤って従業員ではなく個人事業主に分類されたと主張して、個別の仲裁を申し立てた。配達員の契約は、AAAにおける個別の仲裁を要求しており、AAAは1件あたり2,200米ドルの申立手数料の支払を求めた。AAAは、DoorDashが約1,200万米ドルの申立手数料の支払を拒否したため、仲裁を終了した。その後、配達員はカリフォルニア州連邦地方裁判所に仲裁の強制を求める訴えを提起した。

裁判所は、約5,000人の配達員がDoorDashと拘束力のある仲裁合意を締結していることを確認し、仲裁の強制を求める訴えを認容した<sup>12)</sup>。裁判所はDoorDashが仲裁に関連する費用として約950万米ドルを支払う義務があると判断した。判決文には以下の記載がある。

「企業やその代理人は、何十年もの間、従業員に強制仲裁条項を締結させ、従業員の裁判を受ける権利を奪い、集団訴訟放棄条項も締結させてきた……本件では、皮肉にも、従業員は、まさに強制仲裁条項の行使を望んでいる……実際にこれらの条項を遵守しなければならないことに直面したDoorDashは、仲裁条項に基づき支払う必要のある申立手数料にひるんでいる。DoorDashは、これほど多数の人が仲裁を申し立てることを予想していなかったに違いない。皮肉にも、DoorDashは、仲

裁を回避するために、従業員に禁止した集団訴訟に頼ろうとしている。この偽善的な行為は、少なくともこの命令においては許容されないであろう。」<sup>13)</sup>

上記のとおり、裁判所に救済を求める企業の試みは退けられ、多くの裁判所は、集団仲裁に対する企業の抵抗を、皮肉、偽善、又は被告企業が強制仲裁条項を行使してきた歴史に鑑みれば当然であると判示している。集団仲裁は、被告企業にとって永遠の脅威であるようにも思われる。

---

## IV. 集団仲裁のリスクを軽減するために企業がとってきた戦略

---

企業は集団仲裁のリスクを軽減するために様々な対応を行ってきた。一部の企業は、集団訴訟の方が集団仲裁の脅威よりは望ましいと判断し、集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項の規定を完全に廃止した。例えば、アマゾン<sup>14)</sup>は、過去2年間で75,000件以上の個別の仲裁に直面した後、2021年に消費者向けのオンライン利用規約から集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項を削除した。

集団訴訟放棄条項及び強制仲裁条項を維持しつつ、集団での和解が認められるよう条項を修正し、又は集団仲裁に対応するための手続を規定する企業もある。それぞれの対応には長所と短所があり、企業毎にどの程度のリスクを許容できるかを検討する必要がある。仲裁条項を消費者にとって不利な内容に修正する場合、裁判所が仲裁条項を執行しないリスクもある。以下は、集団仲裁を阻止し、集団仲裁から自社を守るために用いられてきた戦略の一例である。

### 1. 仲裁に先行して紛争解決のための協議を要求する戦略

企業は、仲裁の申立てが送達される前に、契約

---

10) 同条は、仲裁の管理料金を「支払期日」から30日以内に支払わない場合、「仲裁合意の重大な違反かつ仲裁の不履行があり、仲裁を強制する権利を放棄する」ものとみなされる旨を定めている。

11) *Uber Technologies. v. American Arbitration Ass'n*, 2022 N.Y. Slip Op. 250, 2022 WL 1110550 (N.Y. App. Div. Apr. 14, 2022).

12) *Abernathy v. DoorDash, Inc.*, 438 F. Supp. 3d 1062 (N.D. Cal. 2020).

13) *Id.* at 1068.

者に対して紛争解決のための協議を要求することで、集団仲裁の費用を削減し得る。協議の結果、申立ての取下げや和解がなされた場合、企業は強制的な申立手数料の支払を回避することができる。

## 2. 個別の仲裁の申立てを要求する戦略

申立人側専門の法律事務所は、企業に対して単一の仲裁を申し立て、申立人一覧を添付することで集団仲裁を開始することがある。この場合、企業が申立人や請求内容に関する十分な情報を得ることができないことも少なくない。申立人に個別の仲裁の申立てを要求する条項を規定することも可能であり、個別の仲裁の申立てについては、申立人、請求内容、及び仲裁を申し立てるための権限を明示する必要がある。

## 3. 申立人が負担する申立手数料を支払う旨の条項を削除する戦略

裁判所は、企業が、契約者が管轄裁判所に訴訟を提起するための費用を含め、契約者に紛争に関する費用の一部を負担させることを認めている。集団仲裁は成功報酬ベースで行われることが多いところ、申立費用を負担させることで、申立人側専門の法律事務所は申立てを断念する可能性がある<sup>14)</sup>。

## 4. 軽率な申立てに対する費用負担や罰則を規定する戦略

仲裁人が、申立人が根拠のない軽率な申立てを行ったと判断した場合、申立人に費用の支払を要求する条項を規定する企業もある。相手方の弁護士費用を支払わなければならない可能性があることで、軽率な申立てを抑止できるかもしれない。

## 5. オプトアウトの仕組みを提供する戦略

消費者や従業員が指定のオプトアウト期限（契約締結から30日等）までに仲裁条項からオプト

アウトすることを認める企業もある。企業は、オプトアウトしなかった当事者は仲裁条項に異議を申し立てることができない旨を主張することができる。

## 6. 集団単位で紛争を解決する権利を留保する戦略

集団仲裁に直面している企業は、全ての申立てを解決するため、集団での和解による解決を望む場合もある。集団訴訟放棄条項を含む仲裁合意を締結しているにもかかわらず、集団訴訟により紛争を解決した企業もある。しかし、一部の契約者は、集団訴訟放棄条項は企業が集団訴訟により紛争を解決することを禁止していると主張してきた。企業は集団代表訴訟による紛争の解決を可能とする条項を仲裁合意に追加することを検討しなければならない。

## 7. 「和解の申し入れ」を規定する戦略

「和解の申し入れ」は、仲裁又は裁判において、請求者側に和解案を提示し、仮に請求書側が和解案を受け入れず、後に認められた請求の金額が和解案で提示された金額に満たない場合、和解案が提示された後に被請求者側に生じた費用について、請求者側に支払を要求する手続である。ほとんどの州は仲裁における「和解の申し入れ」を認めているが、企業は「和解の申し入れ」を明示的に認める条項を仲裁合意に追加することを考慮するべきである。

---

## V. おわりに

上記の事例が示すように、仲裁合意に集団訴訟放棄条項を利用している多くの企業にとって、集団仲裁は必ずしも集団訴訟より望ましいとは限らない。米国で事業を展開する日本企業は、消費者や従業員との契約に集団訴訟放棄条項や強制仲裁条項を規定するか否かを検討する必要がある。こ

14) 「請求者となり得る相当数の者による法律上の権利の行使を制限する」場合には、費用の負担に関する条項を無効とする法域もある (*Morrison v. Circuit City Stores, Inc.*, 317 F.3d 646, 663 (6th Cir. 2003))。 *Nesbitt v. FCNH, Inc.*, 811 F.3d 371, 378 (10th Cir. 2016)は、申立人に2,500米ドルの支払を求める仲裁条項は「連邦法上の権利の行使を妨げる」ため無効であるとした。

これらの条項を利用する場合、集団仲裁を阻止し、  
集団仲裁から自社を守るためにとり得る戦略につ  
いて、それぞれの戦略の長所と短所を把握した上

で、どの程度のリスクを許容できるかを検討し、  
かかる戦略を決定しなければならない。

